

第5号議案

矢板都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成27年10月26日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第353号

平成27年10月19日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福田 富一

矢板都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

別冊のとおり